

「京都市パートナーシップ宣誓制度」（案）の実施について

本市では、性の多様性を認め合い、全ての人が自分らしく自由に生きられる共生社会の実現を目指して、これまでから、市民の皆様や企業向けの啓発講座の開催、教員等への研修など、教育・啓発に取り組むとともに、「申請様式等の性別記載欄の見直し」をはじめとして、性的少数者に寄り添う取組を行ってまいりました。

令和2年3月に改訂した「京都市人権文化推進計画」では、「LGBT等の性的少数者の人権尊重」を、重点課題の一つに位置付けて、性の多様性の理解促進と当事者の方の困難の解消を目指した取組を進めることとしており、有効な方策の一つとして「パートナーシップ制度」を掲げ、検討を進めてまいりました。

この度、「京都市パートナーシップ宣誓制度」（案）（以下「制度」という。）を令和2年9月から実施しますので、その概要等について、御報告いたします。

1 制度趣旨及び目的

「京都市人権文化推進計画」の下、日々の暮らしの中で、多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない、人権文化の息づくまちづくりを進めるため、制度を実施します。

- (1) この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証を交付するものである。
- (2) この制度は、要綱に基づき実施するものとし、法的な効果は有しないが、京都市として、自分らしく、いきいきと生活されることを宣誓される二人の思いに寄り添い、応援するものである。
- (3) 京都市が、制度の実施により、性的少数者を応援することで、性的少数者を元気づけ、孤立感を和らげるとともに、市民の理解と共感の取組を広げていく。

2 対象となる方の要件

以下の全てに該当する、双方又はいずれか一方が性的少数者の二人

- (1) 民法で規定する成年（現行では20歳）に達していること
- (2) 少なくとも、いずれか一方が、現に市内に住所を有していること
- (3) 婚姻していないこと
- (4) 宣誓者以外の人とパートナーシップを形成していないこと
- (5) 宣誓をしようとする相手と民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと（養子縁組の場合を除く。）

3 手続の流れ

- (1) 電話又はメールでの事前予約
- (2) パートナーシップの宣誓

二人揃って共生社会推進室に来庁のうえ、市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、御提出いただく。

※ プライバシーに配慮したスペースを用意

※ 市職員が、パートナーシップ形成の意思、住民票の写しや戸籍抄本等により、要件に該当しているかを確認

※ 社会状況その他のやむを得ない事情により来庁できない方については、個別に相談のうえ対応

- (3) 宣誓書受領証の交付

「パートナーシップ宣誓書受領証」を、宣誓書の写しを添えて交付する（無料）。原則として即日交付。

4 制度実施スケジュール

6～7月 「京都市人権文化推進懇話会」委員、「専門意見聴取会」委員や当事者等からの意見聴取

8月～ 制度に関する要綱、手引き等の策定、広報発表
市民しんぶん、ホームページ、SNS等を活用し、制度実施までに市民に広く周知
事前に宣誓の予約受付を開始

9月1日 「京都市パートナーシップ宣誓制度」実施

5 「京都市人権文化推進計画」に基づく施策の推進

制度の実施とあわせて、性の多様性や性的少数者への理解促進の取組を一層推進するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解消に向けた取組を、「人権文化推進懇話会」や「専門意見聴取会」、当事者等の意見をお聞きし、関係機関とも連携しながら、一体的に推進してまいります。

- (1) 性の多様性や性的少数者への理解促進

市民の間に、性の多様性への理解と共感が広がり、性的少数者の方々の孤独感を和らげるよう、性の多様性をテーマにした広報誌への記事掲載や、SNS・動画の活用も含めた啓発企画等の検討・実施

- (2) 性的少数者の生活における困難の解消

性的少数者の方々の社会参加の促進に重要な役割を担う企業等での取組が広がるよう、企業向けパンフレットの作成、先進的な事例紹介等を通じた取組の支援を実施

【参考資料：L G B T等の性的少数者の人権尊重に関する施策の推進イメージ】

LGBT等の性的少数者の人権尊重に関する施策の推進イメージ

京都市人権文化推進計画

課題

LGBT等の性的少数者の方々については、社会の関心が高まり、理解は深まりつつあるが、周囲の不用意な言動に傷つかれ、不安を抱いている方も多い。また、行政手続や学校、企業等での生活においても困難に遭遇されることがある。

施策の在り方

多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指して、性的少数者への理解促進の取組を強化するとともに、性的少数者の生活における困難や、人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行う。

一体的に取組を推進

理解促進の取組

支援の取組

○市民・企業への啓発活動の推進

- ※ 啓発リーフレットや講座等
- ※ 企業向けパンフレットによる取組の推進
- ※ 人権情報総合誌等あらゆる広報媒体の活用

実施主体が連携

市民、地域、団体

企業、NPO、学校

大学、世界人権問題研究センター、

ウイングス京都 等

京都市

性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進

○意見交換、情報共有、交流の場づくり

○人権擁護委員や性的少数者の専門回線等相談窓口の周知

○困難の解消に向けた取組

- ・本市施策による対応が可能なものの検討、推進
- ・民間での取組の拡大の支援（取組の紹介等）

○「京都市パートナーシップ宣誓制度」

○職場研修及び学校園における対応の推進

- ※ 職員向けのハンドブックの活用
- ※ 教職員の正しい理解促進及び学校園におけるきめ細かな対応の促進

性的少数者の方々が、安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくり

市民の关心と理解の深化

当事者の困難の解消

誰一人取り残さない 共生社会の実現